

豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金の交付に関し、豊橋市補助金交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、子育て応援企業（豊橋市子育て応援企業認定・表彰制度実施要綱第4条に規定する認定対象事業所をいう。以下同じ。）の認定に必要となる要件の整備に対し、必要な費用を補助することにより、子育て応援企業の認定を促進し、子育てを応援するまちづくりに資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子育て応援企業の認定に必要となる要件のうち、赤ちゃんの駅（授乳やおむつ替えのできる施設や店舗で豊橋市に登録された施設又は店舗をいう。）の整備のためのおむつ替え又は授乳用の備品の購入等その他市長が認める事業とする。

(補助の対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等（以下「民間企業等」という。）とする。

- (1) 豊橋市子育て応援企業として認定されている民間企業等
- (2) 豊橋市子育て応援企業の認定申請を行う民間企業等

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、補助対象事業に直接必要な消耗品費又は備品購入費等とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金交付申請書（様式第1）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1事業所につき1回までとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、前条の規定による補助金の交付決定の日から同日の属する年度の2月末までとする。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助事業を完了したときは、当該完了の日から起算して15日以内に、豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金実績報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査の上、交付すべき額を確定

し、豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金交付額確定通知書（様式第4）により、当該事業補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金交付請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る書類を常備し、市長が必要があると認めた時は、提示又はその内容を報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金と補助事業に係る帳簿及び書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

2 補助事業者は、財産処分の承認を受けようとするときは、豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金に係る財産処分申請書（様式第6）に必要な書類を添付し、市長に対して財産処分の申請をするものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 | 備考 |
|----------------|-----|--|---|
| 消耗品費 備品購入費等 | 1/2 | 20千円 (補助対象経費の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。) | ・ベビーベット等のおむつ替えのための備品の購入等 ・授乳用いす、カーテン等の授乳のための備品の購入等 |

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1、第3、第5、第6は改正後の豊橋市子育て応援企業認定促進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。